

千葉県告示第19号

法定外道路の路線の廃止に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第1項の規定により法定外道路の路線を次のとおり廃止しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

平成30年1月11日

千葉市長 熊谷俊人

1 路線名及び廃止区間

路線名	廃止区間	
	起点	終点
指定道路誉田町45号線	緑区誉田町2丁目2309番から	緑区誉田町2丁目2310番まで
指定道路大木戸町86号線	緑区大木戸町303番2から	緑区大木戸町302番まで
指定道路登戸4号線	中央区登戸3丁目193番3地先から	中央区登戸3丁目210番6地先まで
指定道路幕張26号線	花見川区幕張町6丁目75番1地先から	花見川区幕張町6丁目78番1地先まで
指定道路幕張53号線	花見川区幕張町2丁目2784番2から	花見川区幕張町2丁目2756番1まで
指定道路幕張57号線	花見川区幕張町6丁目80番3から	花見川区幕張町6丁目80番2まで

2 廃止期日 平成30年1月11日